

第1章 生涯学習

1 生涯学習と社会教育

(1) 生涯教育の提唱

1965年（昭和40年）12月、ユネスコ（国連教育科学文化機関）の第3回成人教育推進国際委員会において、ポール・ラングラン（フランスの教育思想家）がワーキングペーパーを提出したのが最初です。日本では、心理学者の波多野完治氏がこの概念を日本に紹介しました。当時、生涯教育の概念は、我が国の**社会教育**^{※1}に類すると解されたことから、当時の文部省では社会教育課が所管することになり、地方教育委員会でも、しばらくの間、多くは社会教育課が所管していました。そして、1987年（昭和62年）臨時教育審議会第4次答申が「生涯学習体系への移行」を提言してからは、生涯教育よりも生涯学習の用語が主流とされ、生涯学習は社会教育に代わる概念として用いられる傾向が強まりました。

社会教育^{※1}

「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（社会教育法第2条「社会教育の定義」 S24.6）

(2) 生涯教育と生涯学習

ア 生涯教育について

- ◆ 生涯教育という考え方は、生涯にわたる学習の継続を要求するだけでなく、家庭教育、学校教育、社会教育の三者を有機的に統合することを要求しています。

（参考：社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育の在り方について」 S46.4）

- ◆ 生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を、相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方です。

（参考：中央教育審議会答申「生涯教育について」 S56.6）

イ 生涯学習について

- ◆ 学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これらを自ら選んで、生涯を通じて行うものです。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしいのです。（参考：中央教育審議会答申「生涯教育について」 S56.6）
- ◆ 「生涯学習」は、「生涯教育」を学習者の視点から捉え直した考え方・理念であると言われますが、これについては、昭和56年の中央教育審議会答申（「生涯教育について」）でも明らかにされているように、「生涯学習」が生涯にわたって行われる「具体的な学習活動」を指すものであるのに対し、「生涯教育」が「考え方・理念」を表すものであるので、同質の対称的な概念として両者を捉えることは適切ではありません。生涯教育という「考え方・理念」に対応する概念としては、改正教育基本法第3条に新たに規定された「**生涯学習の理念**」^{※2}が適切です。

（参考：中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について

～知の循環型社会の構築を目指して～」 H20.2）

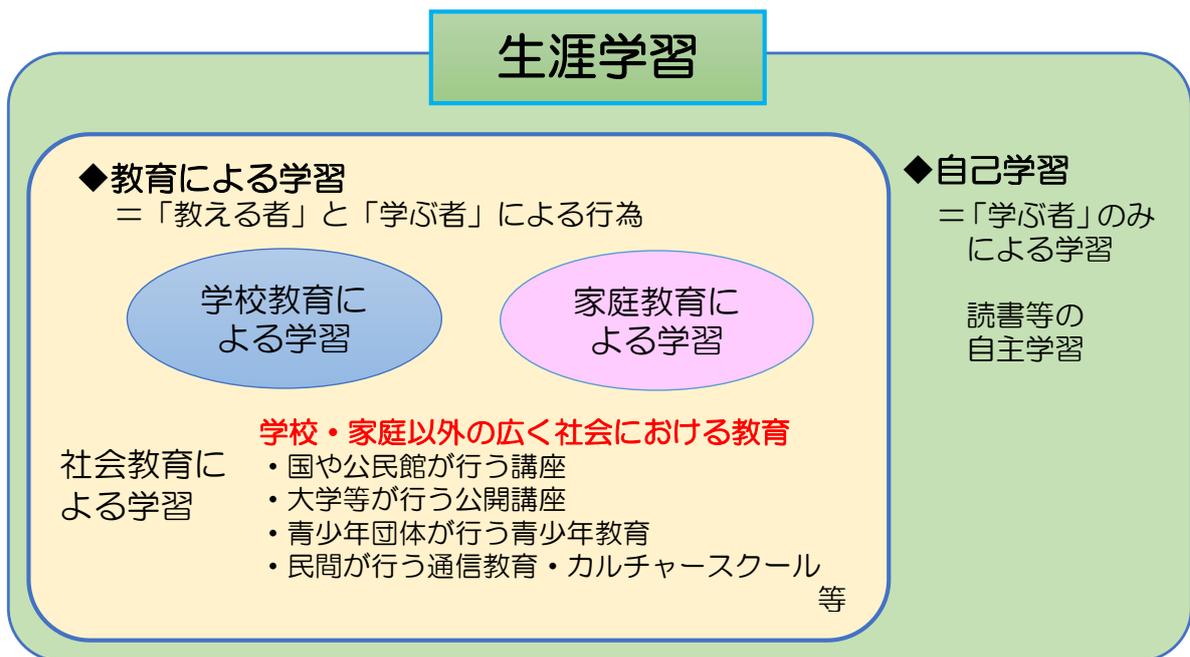
生涯学習の理念^{※2}

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育基本法第3条「生涯学習の理念」 H18.12）

- ◆ 生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意
思に基づいて行うことを基本とするものです。
- ◆ 生涯学習は、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を
通じて行うものです。
- ◆ 生涯学習は、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人
々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中
でも行われるものです。 (参考:中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」 H2.1)

生涯学習は、社会教育の他、学校教育や個人の自主学习等も含み、社会教育より広い活動を対象とする概念です。生涯学習と学校教育・社会教育等の関係を示したものが、下図になります。



(3) 栃木県生涯学習推進計画（六期計画）2021～2025 とちぎ 学び 輝き プラン

ア 基本目標 **学び、つながり、活躍できる人づくり**

イ 「とちぎの生涯学習」の3つの方向性

(ア) 【自立】 **自己を高める**

県民一人一人の個性や能力を伸ばし、自立して人生を切り拓いていく生涯学習の推進

(イ) 【協働】 **多様な主体がつながり、参画する**

多様な主体の連携・協働を促す生涯学習の推進

(ウ) 【創造】 **活力ある地域を創る**

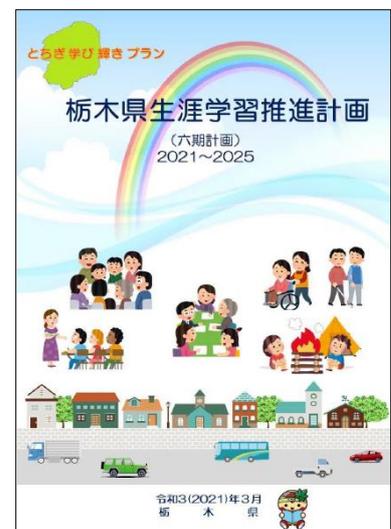
県民一人一人のふるさとへの愛着を育み、地域の持続的発展を図る生涯学習の推進

ウ 3つの基本施策

(ア) 生涯にわたる学びの機会の充実（基本施策1）

(イ) 学びを高めるつながりづくり（基本施策2）

(ウ) 学びを生かした地域づくり（基本施策3）



(参考: 栃木県生涯学習推進計画（六期計画）2021～2025 とちぎ 学び 輝き プラン)

2 ふれあい学習の推進

(1) ふれあい学習とは

本県では、子供同士、大人同士、子供と大人、そして幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動を「ふれあい学習」として推進しています。

ふれあい学習は、これらの活動を通して、学校・家庭・地域社会が連携・協力し、子供の「生きる力」を育みながら、「家庭と地域の教育力の向上」を目指すための地域づくりを目的とした取組です。

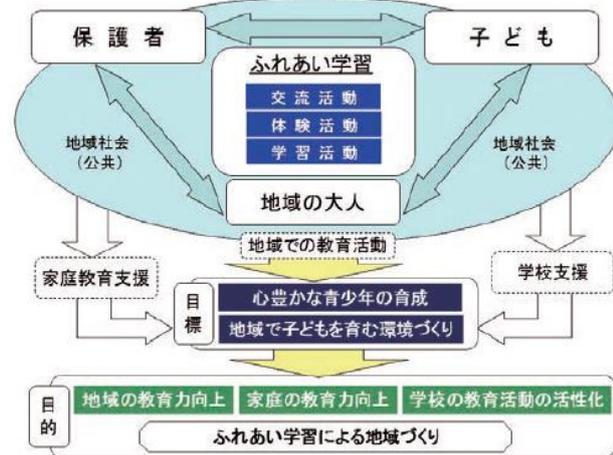
【ふれあい学習の概念図】

ア 取組の推進

(ア) 「ふれあい学習」の現状の把握や評価を基に、全県的な推進方を企画し、各市町や公民館、関係機関等へ情報・資料提供等を行い、取組の充実を図る。

(イ) 幅広い地域住民や企業・団体等のネットワークづくりを支援し、各地域で実施される「ふれあい学習」の取組に、より多くの人々の参画を促す。

(ウ) 子供との関わりの中で、ともに大人も学び合い育ち合う活動の充実に向けて、地域の様々な教育活動に携わる関係者の資質の向上を図るための研修を充実させる。



イ 学校と地域の連携・協働の推進

(ア) 社会に開かれた教育課程の実現に向けて、「**地域とともにある学校**^{※1}」づくり及び、**地域学校協働本部**^{※2}等の学校を支える地域の組織体制整備を支援する。

(イ) 学校と地域の総合的な調整を担う地域コーディネーターや**地域学校協働活動推進員**^{※3}の養成に努めるとともに、活動の充実につながる情報提供等の支援を行う。

(ウ) 学校と地域が連携・協働した活動を効果的・効率的に推進するため、地域連携教員をはじめ、教員を対象とした研修及び情報の提供を行う。

ウ 家庭教育への支援

(ア) 家庭教育支援プログラム等を活用した家庭教育に関する学習の機会を市町と連携して提供するため、家庭教育支援プログラム指導者研修を実施し、指導者の養成を図る。

(イ) 家庭教育を支援するための学習活動や相談活動を行う家庭教育オピニオンリーダーを養成し、子育て中の保護者に対する支援を行う。

(ウ) 子育てや家庭教育に悩みや不安をもつ保護者や、いじめなどの問題を抱えている子供が、いつでも相談できる体制を整える。

(※1) **地域とともにある学校** 地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む学校。「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」（2015 中央教育審議会）において推進の必要性が示された。「地域とともにある学校」づくりを進める有効な仕組みとして、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置がある。

(※2) **地域学校協働本部** 多くの地域住民、団体等が参画し、それぞれがつながりを持ちながら、地域と学校が目標を共有して行う双方向の「連携・協働」型の活動を行う体制。

(※3) **地域学校協働活動推進員** 社会教育法第9条の7に基づき、教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言などを行う者。

（参考：栃木県教育振興基本計画 2025—とちぎ教育ビジョン—R3.2）

(2) ふれあい学習推進のための様々な取組

本県では、次のような様々な取組を行い、ふれあい学習の推進に大きな効果を上げています。

ア ふれあい学習出前講座

ふれあい学習推進の一環として、学校の教職員を対象とした現職教育や、保護者を対象とした家庭教育学級等で以下のような講座を実施しています。依頼内容に応じて様々な講座に対応します。各講座には、那須教育事務所ふれあい学習課職員を派遣します。

分野	講座内容
人権教育	○性の多様性等の理解 等
家庭教育	○子供のいいところを伸ばそう 等
地域連携	○学校と地域の連携・協働について 等



現職教育でのふれあい学習出前講座

イ 児童生徒文化関係事業

児童生徒を対象に本物の芸術に触れる機会を提供し、豊かな情操の涵養と芸術活動への参加機運を醸成することを目的とします。本年度の実施状況は、下表のとおりです。

事業名	内容
巡回伝統芸能公演事業	伝統芸能鑑賞「落語～はなしの伝統芸能～」
移動音楽鑑賞教室事業	～弾ける和楽器!!～ しゃみせんいろいろ スーパーセッション
文化芸術による子供育成推進事業 (巡回公演事業)	児童劇、ミュージカル、現代舞踊、歌舞伎・能楽、合唱、オーケストラ 等



巡回伝統芸能公演事業



移動音楽鑑賞教室事業



文化芸術による子供育成推進事業

ウ とちぎ子どもの未来創造大学推進事業

(ア) とちぎ未来大使「夢」講座

県内外で活躍する「とちぎ未来大使」を講師に迎え、それぞれの講師の得意分野を生かしたプログラムを実施しています。中学校時代の経験や自らの目標を達成した過程等を講話や実演、交流等を通して中学生に伝えることにより、中学生が自分の「夢」について考える機会を提供します。



「とちぎ未来大使」による講座

(イ) 「本物」体験講座

小学4年生～中学3年生の児童生徒を対象に、県内の高等教育機関、民間企業等と連携しながら、子供たちに「本物」に触れる学習機会を提供します。講座には、実施機関を会場にして行う現地講座と市町の公民館等に実施機関の講師が出向いて行う出前講座があります。

エ その他

- ・地域連携教員研修
- ・地域コーディネーター養成研修
- ・人権教育指導者一般研修
- ・地域実践交流会（ふれあい学習ネットワーク）
- ・頑張る学校・地域！応援プロジェクト
- ・不登校児童生徒支援事業
- ・ホットほっと電話相談、メール相談 等

3 学校と地域が連携・協働した活動の推進

(1) 地域と連携した活動を進めるために

ア 地域連携教員

地域連携教員設置の目的は、地域連携に関する学校側の窓口を明確にすることで、連携活動を進めていく上での校内体制を整備し、学校と地域が連携した教育活動を効果的・効率的に展開していくことです。それにより、児童生徒の学習意欲や学力、社会性の向上等、児童生徒の生涯にわたって生きる力を育むとともに、「地域とともにある学校づくり」を目指していきます。

地域連携教員の設置に関する指針（平成 26 年 2 月 14 日栃木県教育委員会教育長決裁）より抜粋

第 1 目的

各学校に地域連携に携わる教員を「地域連携教員」として設置することにより、学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開することを目的とする。

第 3 指名

地域連携教員は、対象校の教職員であって、次に該当する者のうちから、所属校の校長が指名し校務分掌に位置づける。

- (1) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 9 条の 4 に規定する社会教育主事の資格を有する者
- (2) 校長、教頭でない者
- (3) 学校の状況により、(1)(2)の要件を満たす者を指名できない場合には、教頭も含め以下の要件を満たす教員を指名する。
 - ① 地域と関わる教育活動に積極的に取り組み、力を発揮していると認められる者又は学校と地域との連携において優れた実践力を有すると認められる者
 - ② 学校と地域との連携の重要性を十分に理解し、地域連携業務を推進する意欲を有すると認められる者

第 4 職務

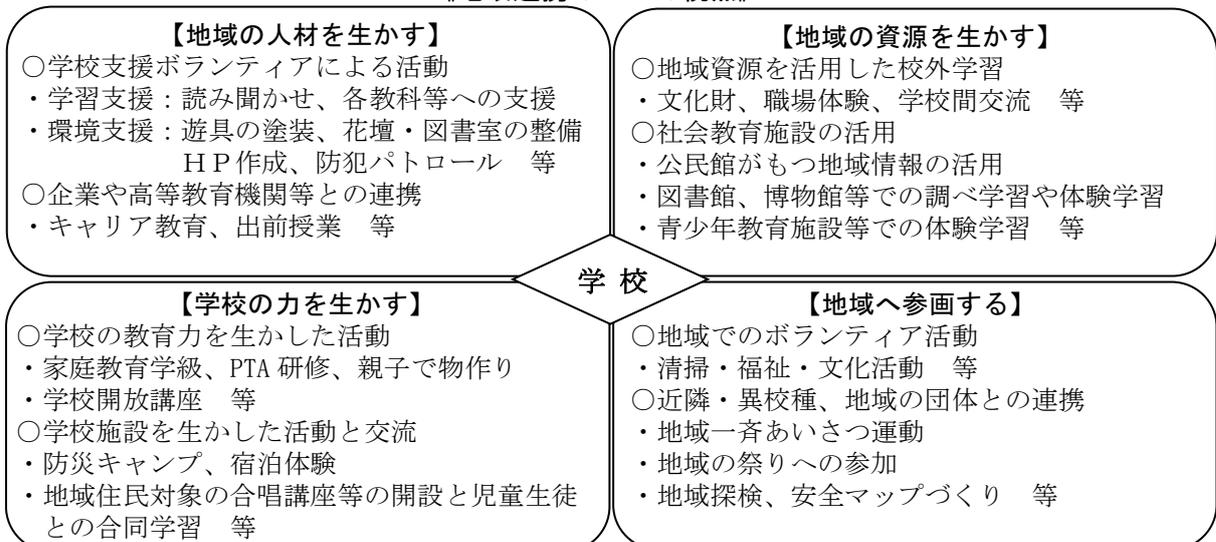
地域連携教員は主に次の業務を行うものとする。

- (1) 学校と地域が連携した取組の総合調整に関すること
- (2) 学校と地域が連携した取組の連絡調整や情報収集に関すること
- (3) 学校と地域が連携した取組の充実に関すること

イ 地域連携の視点

教育目標や活動のねらい等を踏まえ、以下の 4 つの視点から活動の充実を図りましょう。

《地域連携の 4 つの視点》



「地域連携教員のための手引き書」(H29.3 県教委)より

これら 4 視点全てに取り組みなければならないということではなく、学校の状況等を踏まえ、効果的な活動を取り入れていくことが大切です。

(2) 総合調整に関すること

各校における地域連携活動を効果的・効率的に推進するためには、地域連携教員を中心に学校全体の状況を把握し、活動の企画・運営をしていく必要があります。

そして、地域連携教員は、「プランナー（企画者）」として学校全体の地域連携活動のマネジメントや体制づくり等の役割を担います。

ア 地域連携に関する計画の作成及び見直し

各計画（「地域連携推進計画」「生涯学習全体計画」「年間活動計画」「地域人材連携活動計画」等）の確認や見直しを学校全体で進めることが、全教職員の共通理解を図ることにつながります。

【年度始め】

- ・ 推進目標、努力点及び具体策、活動計画を確認します。
- ・ 教科・領域等の年間活動計画に、地域連携活動が位置付けてあるか確認します。



【年度末】

- ・ 地域連携活動に関する事後評価や学校評価を活用して、課題を明確化し、計画を見直します。
- ・ 教科・領域等の年間活動計画の地域連携活動を見直します。
- ・ 校内のニーズ調査を実施し、「4つの視点」〔p. 97(1)イ参照〕を活用して、必要があれば新たな活動を導入します。
- ・ 次年度の校内研修に地域連携に関する研修を位置付けます。

イ 地域連携に関する校内研修の企画・運営

地域連携活動は、学校全体で取り組んでいくことが求められます。そのため、学校の実態に応じた校内研修の実施が必要不可欠です。校内研修を実施することにより、教職員間の共通理解が図られ、組織力の向上につながります。

(7) 主な内容例 【 】は研修方法例

○地域連携の経緯や意義について 【外部の専門職員等による講話】

- ・ 法令や答申等の流れの確認
- ・ 生涯学習社会における学校教育
- ・ 地域とともにある学校づくり
- ・ 学習指導要領での位置付け
- ・ 子供の生きる力と地域連携
- ・ 学校・家庭・地域の連携の意義 等

○地域連携の体制づくりについて 【担当や関係職員による説明】

- ・ 情報の収集・発信の方法
- ・ 校内の環境整備（地域連携コーナーの設置や地域活動ルームの整備 等）
- ・ 学校支援ボランティアの受入れ体制
- ・ 地域連携についての共通理解
- ・ 近隣の学校との連携体制 等

○地域連携に関する活動づくりについて

- ・ 教科・領域等における地域連携活動の在り方 【事例研究】
- ・ 地域理解の促進（歴史、文化、自然、産業、施設、企業 等） 【フィールドワーク】
- ・ 計画や活動の成果と課題の検証 } 【付箋紙の活用・ワークショップ】
- ・ 地域資源の活用方法 等

(イ) その他

「朝の打合せでの伝達」、「資料の印刷配付（大切なポイントや自校で活用できる点に下線を引くなど）」、「研修した技能の伝達」、「校内の地域連携コーナーへの掲示」、「共用の情報ファイルへの収集」等、短時間で共通理解を図れる方法もおすすです。

(3) 連絡調整や情報収集・発信に関すること

「地域とともにある学校づくり」を進めていくためには、地域コーディネーター等と連絡調整をしたり、学校と地域が情報を共有したりすることが必要不可欠です。

地域連携教員は「コーディネーター（調整者）」として、教職員・地域コーディネーター等の地域人材と連携しながら、地域連携に関する連絡調整や情報の収集・発信を進めていきます。

ア 地域連携に関する活動の連絡調整

活動の目的や内容を明確にして、連絡調整を行います。また、授業に関する具体的な連絡調整は授業担当者が中心になって行うことが多いため、授業担当者への支援も大切です。

【連携先の例】

- ・地域コーディネーター、地域学校協働活動推進員、学習支援ボランティア
- ・公民館、地域コミュニティ、自治会、育成会 ・博物館 ・美術館 ・図書館
- ・郷土資料館 ・社会福祉協議会 ・家庭教育オピニオンリーダー
- ・近隣の小・中・義務教育学校、県立学校の地域連携教員 等

具体的な調整へ

【連絡調整方法の手順】

- ①依頼内容（必要な人材、活動日、活動内容等）の連絡
直前の連絡にならないよう、日程にゆとりをもつことが大切です。
- ②事前打合せの日程調整
学校支援ボランティア等が決まれば、授業担当者が調整することもできます。
- ③打合せ用紙の活用
活動のねらい・当日の流れ・学校支援ボランティアの活動等、記録に残すことで思い違いや確認不足等のトラブルを防ぐとともに、情報を次年度につなげるねらいもあります。

イ 地域連携に関する情報収集・発信

学校と地域がお互いの情報を共有することは、活動の充実につながります。そのためには、年間を通して効果的に進めることができるよう、収集・発信する内容や方法等について工夫することが大切です。

【学校から発信】

管理職、学年主任、情報教育担当等、校内で連携を図りながら進めましょう。

〈学校から提供する情報の例〉

- ・児童生徒の学習や生活の様子
- ・地域連携に関する取組
- ・学校支援ボランティア等、地域に依頼したい支援について 等

〈発信の方法や機会の例〉

- ・学校のホームページ
- ・学校だより、学年だより
- ・授業参観日、学校公開日
- ・掲示板の活用（地域連携コーナー）等

【地域から収集】

PTA 会長、地域コーディネーター、公民館等と連携を図ることで、地域の情報を得やすくなります。

〈地域から提供してもらう情報の例〉

- ・自治会等、地域の活動団体の状況
- ・地域の文化財、社会教育施設について
- ・地域の人材情報 等

〈収集の方法や機会の例〉

- ・専門部、学年部会、地区懇談会
- ・学校運営協議会や地域学校協働本部会議
- ・地域カレンダー、地区だより 等

県教委ホームページでは、「地域連携教員のための手引き書」をはじめ、地域連携に関する参考資料を御覧いただくことができます。



(4) 各市町の取組

ア 大田原市【コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進】

(ア) コミュニティ・スクール導入の背景

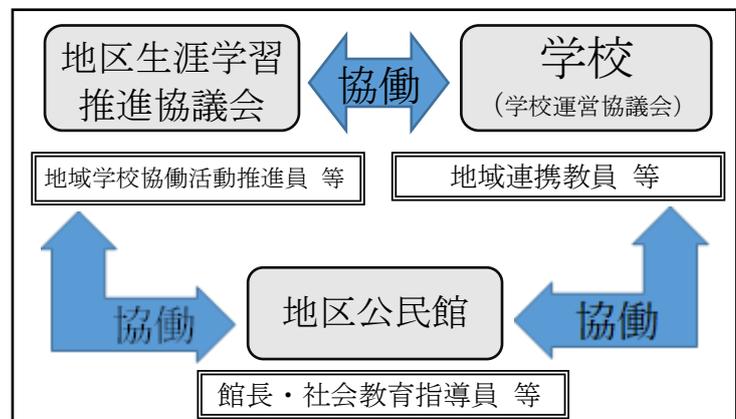
本市では、学校・地域・行政が一体となり、更なる学校教育の充実と地域の教育力向上、地域活性化を目指す体制づくりのため、「スクールアシストプラン」を推進してきました。これにより、各地区に「地区生涯学習推進協議会」が設置され、各学校には地区生涯学習推進協議会から選出された「地域コーディネーター」が配置されてきました。

その後、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、これまで整備してきた「スクールアシストプラン」を発展させ、平成30年度から中学校区単位で「学校運営協議会」を設置、各学校に配置してきた「地域コーディネーター」を、本年度から「地域学校協働活動推進員」へ移行することとしました。

(イ) 本市における学校と地域の連携・協働体制

◆ コミュニティ・スクール

中学校区に1つの学校運営協議会を設置し、保護者や公民館長、地域学校協働活動推進員、自治会長等の委員で構成されています。地域の環境保全活動や伝統行事等を教育課程に組み込むことにより、「地域とともにある学校」の実現を目指しています。



◆ 地区生涯学習推進協議会

地区公民館区に設置されており、地域の伝統行事の実施や研修事業の運営、地域防災や各種講座の企画等、地域の生涯学習の推進を地区公民館と共に支えています。委員の中から、地域の窓口となる方を「地域学校協働活動推進員」として市教育委員会が委嘱し、学校での授業支援における地域人材のコーディネートや児童生徒の登下校の見守りなど、学校との関わりを通して「学校を核とした地域づくり」を進めています。



登校班の見守り



菊苗植えの事前準備



学校運営協議会での熟議

(ウ) 学校と地域の連携・協働推進に向けた本市の取組

◆ 三者合同会議

学校・地区公民館・地区生涯学習推進協議会の「三者」による連携・協働が重要と考え、年度始めに合同会議を開催し、教育目標の共有や連携・協働活動の確認等を行っています。

◆ 生涯学習コーディネーター養成講座

地域学校協働活動推進員を委嘱した方に、本市主催の生涯学習コーディネーター養成講座への受講を勧め、学校と地域の連携・協働の意義等を学んでいただいています。

イ 那須町【那須町コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）】

(ア) 那須町コミュニティ・スクールのしくみ

本町は、コミュニティ・スクール事業の取組を通して、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を推進し、未来を担う子供たちとそこに関わる大人たちの豊かな学びの実現を目指します。



那須町コミュニティ・スクールの概要図

◆ 学校運営協議会

校長、教職員、地域住民、保護者が委員となり、学校の運営に取り組みます。「地域とともにある学校」の運営に備えるべき機能として**熟議・協働・マネジメント**の3つが挙げられます。学校と地域が、熟議を通して課題や目標を共有し、協働して信頼関係を築き、校長のリーダーシップの下で、それぞれの専門性を生かし、組織力の強化を図ります。

◆ 地域教育コーディネーターと地域連携教員

学校と地域をつなぐ要を担っているのが、地域の窓口である「地域教育コーディネーター」と学校の窓口である「地域連携教員」です。各校に配置された地域教育コーディネーターは、地域連携教員を中心に学校と連携し、学校間をまたいだ幅広い人材ネットワークを築いて、学校支援ボランティアとの連絡、地域の情報収集、総合的な連絡調整等を行います。



地域教育コーディネーターと地域連携教員、担任との打合せ

◆ 学校支援委員会

地域人材が学校を支援するための組織です。学校運営協議会の下に置かれ、学習支援、運動支援、図書支援、環境整備支援、安心安全支援等を行います。

(イ) 那須町コミュニティ・スクール関連事業の主な内容

◆ 那須町コミュニティ・スクール連絡会

学校運営協議会長、校長を委員とした連絡会を年2回実施しています。各校の取組に関する情報交換等を行います。

◆ 各種研修会の実施

地域教育コーディネーター研修及び地域連携教員研修（年6回）、学校支援ボランティア研修（年1回）、コミュニティ・スクール研修（年2回）を実施しています。

◆ 和い輪い学習フォーラム（幼保小中高合同熟議）

地域、学校、保護者を代表とする人たちが一堂に会し、共通のテーマで協議することにより、那須町の人づくりと地域づくりに関する課題を共有し、目指すべき方向について考えます。



和い輪い学習フォーラムの様子

ウ 那須塩原市【那須塩原版地域学校協働本部事業の状況】

(7) 那須塩原版地域学校協働本部を先行して導入した背景

文部科学省は、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の目標を学校と地域が共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、相互に連携・協働しながら学校づくりと地域づくりを進め、子供たちの成長を支えていくため、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な実施を推進しています。また、平成29年3月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、コミュニティ・スクールの設置について努力義務を課すことになりました。コミュニティ・スクールは、「地域とともにある学校づくり」に有効なツールであり、様々な立場の地域住民が学校運営協議会委員として一定の権限を有し、学校と対等な立場で学校運営に参画することになります。そのため本市では、まず地域学校協働活動を通して学校と地域住民の相互理解を図りながらつながりをつくり、お互いの信頼関係を深めていくことが重要であると考え、平成30年度から4年間をかけて、市内全10中学校区に地域学校協働本部を先行して設置しました。

(イ) 那須塩原版地域学校協働本部事業について

- ・ 各中学校区を1つの単位として設置し、事務局を公民館に置く。
- ・ 本部は、学校の代表者、地域住民の代表者、公民館長で構成する。
- ・ 各学校に地域学校協働活動推進員を配置する。



地域学校協働本部会議の様子

◆ 地域学校協働活動≠学校応援団づくり

単に学校の要望に地域が応えるといった、学校応援団をつくることが目的ではありません。地域住民の参画を得ながら、地域と学校がパートナーとして「連携・協働」していくことで双方向の関係づくりを構築していくことが重要です。

◆ 地域学校協働活動≠新しい事業を立ち上げなければならない

既に、学校や地域には伝統的に継続してきた多くの地域学校協働活動があります。新しい事業を立ち上げることは素晴らしいことではありますが、どうすれば今ある事業や行事が継続できるか、どうすればより多くの地域住民の参画を得ることができるかという視点で見直し、少しずつ改善を図っていくことが重要です。

◆ 地域学校協働活動＝学校を核とした地域づくり

子供たちのために学校と地域が連携・協働し、学校だけでなく地域全体で子供たちの成長を支えるとともに、地域住民同士のつながりをつくることで、地域づくりにつなげていきます。これが本事業の本質です。目指すのは「学校を核とした地域づくり」です。

(ウ) 地域学校協働本部事業の主な内容

◆ 地域学校協働本部会議

事務局である公民館において、年2回の会議を実施しています。地域課題についての協議や事業の年間計画の確認、各学校の情報共有、事業の振り返り等を行っています。

◆ 地域学校協働活動推進員養成講座

新たに地域学校協働活動推進員になる方を対象に、1～2月に3回の講座を実施しています。

◆ 地域学校協働活動推進員フォローアップ研修

現地域学校協働活動推進員を対象に、年に3～4回の研修を実施しています。



地域学校協働活動推進員養成講座

Q 1 「社会に開かれた教育課程」とは、どのようなことですか？

A 1 よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創っていくこと、そしてそれを学校と社会とが連携しながら実現していくことが「社会に開かれた教育課程」という理論です。

〈社会に開かれた教育課程〉

- ①社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ②これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育てていくこと。
- ③教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

学校での教育課程の実現状況を評価・改善し、次年度の計画を行うというPDCAサイクルのもと、社会のニーズに応じた教育課程編成を行い、その目標を社会と共有し、連携・協働によってその実現を図りましょう。

Q 2 「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、どのようなことをすればよいですか？

A 2 「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントの確立が求められます。

〈カリキュラム・マネジメントの3つの側面〉

- | | |
|-------------------|-------------|
| ①教科横断的な視点 | 【教育活動の改善】 |
| ②PDCAサイクルの確立 | 【教育内容の質の向上】 |
| ③学校内外の人的・物的な資源の活用 | 【資源の効果的な活用】 |

取組例は、以下のとおりです。

【学校全体で】

- 熟議やそれに相当する機会を設け、育てたい資質・能力等を、教育課程を介して社会と共有する。
- 子供たちを育てていくために、社会と連携・協働する。
- 校長のリーダーシップの下、学校全体で取り組んでいく。
(校内組織や地域との関係の構築・地域教育力の活用等)

【地域連携教員として】

- 地域連携活動を精選し、地域連携推進計画や地域人材リスト（地域人材や教育資源をまとめたもの）を整える。

Q 3 「地域とともにある学校」への転換とは、どのようなことですか？

A 3 これまでの「開かれた学校」は、その主体が学校であったことに対して、「地域とともにある学校」の主体は、**学校と地域**となります。その推進に向けては、地域住民や保護者が学校運営に積極的に参画できる体制づくりが求められます。

学校が抱える様々な課題に対応するには、**学校と地域がパートナーとして、相互補完的に連携・協働していくことが必要**となります。

「開かれた学校」の取組

- ・地域に対して、積極的に情報を発信する。
(学校公開、学校だより、ホームページ 等)
- ・地域の教育力を生かしたり、家庭や地域社会の支援を受けたりする。
(学校支援ボランティア、読み聞かせ 等)
- ・学校施設の開放や学習機会の提供を積極的に行う。
(生涯スポーツにおける体育館や校庭の貸出 等)

今後は  更に

「地域とともにある学校」の取組

- ・地域の声を積極的に学校運営に取り入れていく。
(学校運営協議会の設置、地域学校協働本部との連携 等)
- ・家庭・地域と「協働」していくことで、サポーターからパートナーとしての連携・協働による双方向の関係を目指す。
(合同避難訓練の実施、公民館と合同文化祭の実施 等)
- ・地域の教育資源を積極的に活用することで、地域へ活動の場を広げる。
(奉仕活動の取組、地域行事やイベントへの参画 等)

※教育計画の中の文言を「開かれた学校」から「地域とともにある学校」に見直しましょう。

〈参考〉

社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、学校は、地域社会の中でその役割を果たし、地域と共に発展していくことが重要であり、とりわけ、これからの公立学校は、「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことを目指して、取組を推進していくことが必要である。すなわち、学校運営に地域住民や保護者等が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことが求められる。

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）より」

H27.12